

範囲であること。

地域特性把握に当たっては、調査当初に設定した範囲に固執するあまり、範囲外の重要な項目を見落とししたり、あるいは必要以上の概況調査に労力を費やすことのないように留意することが重要である。（変更は可能である。）

なお、地域特性については、環境影響評価方法書の作成段階に把握することになるが、対象事業の特性及び影響が想定される環境要素に応じて把握の範囲は広めに設定しておくことが望ましい。

環境影響評価の調査地域は、「対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲を含む地域又は環境が直接改変を受ける範囲及びその周辺区域等」（技術指針）とされている。環境の状態が一定程度以上変化する範囲は、環境項目ごとに大きく異なるため、概況調査範囲も項目ごとに異なる。また、環境の状態の変化により事物に影響を与える「一定程度以上の変化」もそれぞれの事物によって異なる。このため地域特性把握の範囲の設定に際しては、各事物にも着目した上で、環境の状態が大きく変化する範囲については網羅的に調査を行い、環境の状態があまり変化しない範囲については、影響を受けやすい事物について調査するなどの柔軟な対応が必要である。さらにその周辺についても特に影響を受けやすい事物が想定されれば抽出して把握することも考えられる。

したがって、地域特性把握の範囲は地形図等の図幅単位や事業実施区域からの直線距離あるいは行政区画等により画一的に決定するのではなく、各環境影響評価項目あるいは対象とする地域特性を構成する要素に応じて設定されるべきものである。

また、地域特性の把握調査を進める段階で、さらに広範囲の調査が必要と考えられた場合、あるいは概況調査範囲を縮小しても差し支えないと判断された場合には、臨機応変に調査範囲を変更することが必要である。場合によっては、地域特性把握の範囲を設定する前に、あらかじめ仮の範囲を設定して調査を行った上で範囲設定を行う場合もあり得る。

イ 地域特性把握の期間の考え方

地域特性の把握においては、現況を重視することは当然であるが、環境影響評価の対象となる大規模な事業においては、事業実施が将来になることや、供用後の影響が長期間継続することを勘案し、過去の状況を把握するとともに将来の状況についても想定しておくことが必要である。

(2) 地域概況調査

地域概況調査は、既存資料（文献・地形図・既往調査結果等）の収集・整理、専門家等へのヒアリング及び概略踏査等により行う。

ア 既存資料調査

大気・水・土壌環境の環境の状況に関する既存資料や人口、産業等の基本的な地域特性に関する情報は、行政資料としてとりまとめられていることが多いため、既存資料調査に当たっては、まず対象地域の行政機関による資料を収集整理することが重要である。さらに詳細な情報は、これらのとりまとめられた

資料の出典、担当部局等をたどることによって得られることが多い。また、行政機関の他、電力事業者や有料道路等の道路管理者が長期のモニタリングデータを収集していることも少なくない。

こうした既存資料の収集整理に当たっては、入手可能な最新の資料を用いることを基本とするが、調査年次は、できる限り他の項目と合わせる。経年的に把握されている情報については数年の推移（5年間以上）を、また、社会的状況に関し、国又は県若しくは市町村などの将来予測又は計画についても把握することが必要である。

地域特性に関する既存資料として、以下のような資料集がとりまとめられていることが多い。

- ・環境の現況に関するもの：愛媛県環境白書、〇〇市（町村）の公害の現況 等
- ・人口、産業等基本的な社会特性に関する情報：県市町村勢要覧、統計白書等
- ・歴史、文化に関する資料：県市町村史 等

イ 専門家等へのヒアリング

既存資料調査を補完するために、地域における環境の状況に詳しい研究者等に、必要に応じてヒアリングを行う。

特に、既往調査によるデータが十分に得られない場合や、土壌汚染のように、過去の蓄積が重要となる項目については、ヒアリングを行うことが望ましい。

ヒアリングの対象者としては、近在の大学及び高等学校等の研究者及び教諭、博物館の学芸員、地方自治体の職員（公害等行政担当部局、環境影響評価審査担当部局等）及び住民等が挙げられる。

ウ 概略踏査

概略踏査は、一定の調査経験のある技術者（当該環境影響評価のコーディネーター及び各環境要素ごとの作業班のリーダー的な存在となるべき技術者等）が現地に赴き、対象地域の大气環境、水環境等の概略の状況を把握・整理し、地域特性や留意すべき社会環境（人間的・生物的・非生物的）等を調べるものである。ここでは、詳細な調査結果を得ることよりも、文献等からは得ることができない環境の質や地域特性についてのイメージをつかむことが重視される。また、事業による影響を受けやすい被影響者、被影響物の抽出等を意識して調査する必要がある。この段階で環境影響評価の項目が想定される場合には、概略踏査時に調査・予測・評価の対象とする地域・地点等をおおよそ設定することも可能である。

なお、既存資料により情報が十分に得られない、あるいは非常に古いデータしか得られないといった場合には、適切な環境影響評価の実施計画を立案するために必要なデータを得ることを目的として、この段階である程度の現地調査を行うという選択もあり得る。

(3) 地域の自然的状況・社会的状況の整理

環境影響評価の項目・手法の選定のために把握すべき対象地域の自然的状況及び社会的状況は、次のとおりである。

① 自然的状況